

## 配付資料

令和7(2025)年12月19日  
疾病感染症対策課

### 年末年始の感染症対策について

季節性インフルエンザについては、先月28日に、インフルエンザ警報を発令し、県民に対して注意喚起を図ったところですが、警報発令後もさらに流行が拡大している状況にあります。

年末年始は帰省やイベントなどで人と接する機会が増え、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など様々な感染症へのリスクが高まることから、改めて感染防止策の徹底をお願いします。

#### 1 警報発令以降の直近4週の定点（50医療機関）当たり患者報告数

報告週	インフルエンザ*	新型コロナウイルス感染症
47週（11/17-11/23）	41.22人	2.20人
48週（11/24-11/30）	47.48人	2.24人
49週（12/1-12/7）	45.92人	1.48人
50週（12/8-12/14）	53.68人	1.32人

\*インフルエンザ警報発令基準

患者の発生が定点医療機関当たり30人を超過し、専門家への意見聴取を行った上で発令

#### 2 医療提供体制の強化等

##### （1）年末年始の医療体制を強化する市町村への支援

昨年、インフルエンザにより年末年始の医療提供体制がひっ迫した事態を受け、今年も同様の事態が懸念されることから、市町村における年末年始の在宅当番医体制の強化を支援します。

##### （2）在宅当番医の周知

県HP上に県内の在宅当番医の情報を集約し、年末年始の帰省の際にも身近な当番医を確認できるようにしています。

#### 3 県民の皆様へのお願い

- ・手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染防止策の徹底
- ・高齢者や基礎疾患がある方など重症化リスクが高い方の予防接種の検討
- ・発熱等の症状が出た時の早めの医療機関の受診